

南和広域医療組合議会 病院建設運営委員会会議録

目 次

○出席委員	1
○欠席委員	1
○傍聴者	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	1
○開会宣言	2
○会議録署名議員の指名について	2
○1. 議第1号～議第8号の条例制定の承認について	2
○2. 議第9号、平成23年度南和広域医療組合一般会計補正予算（第1号）及び議第10号、平成24年度南和広域医療組合一般会計予算の承認について	5
○3. 議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得について	12
○4. 議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定について	19
○閉会中の継続審査事項について	21
○閉会宣言	22
○署名委員	24

南和広域医療組合議会 病院建設運営委員会会議録

平成24年3月27日（火）午後3時10分開会

午後4時20分閉会

出席委員（13名）

委員長	植田順作	副委員長	清須智成
委員	国中憲治	委員	山口耕司
委員	辻本茂	委員	吉井辰弥
委員	脇坂博	委員	水口九郎
委員	中本完治	委員	中南太一
委員	山本敏	委員	小松勇
委員	春増薫		

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副管理者	中野理	副管理者	岡本勇
副管理者	松本昌美	事務局長	杉本憲史
財務管理課長	小西修司	主幹	平井成長
主査	野木重嗣	医療企画課長	辻本眞宏
主幹	木ノ下吉正	課長補佐	昆布雅弘
課長補佐	大谷保		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記 松井秀仁

◎開会宣言

○植田委員長 大変御苦労さまでございます。お疲れのところ、引き続いて、病院建設委員会を開催させていただきます。

先ほど突然で、ちょっと大変つたないごあいさつを申し上げまして、申しわけございません。これから長丁場になろうかと思いますが、本当によろしく願いをいたします。座らせていただきます。

ただいまから病院建設運営委員会を開会いたします。

出席委員は13名全員でありますので、委員会条例第11条の規定により会議が成立していることを報告いたします。

次に、本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により公開とし、傍聴を許可することと御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎会議録署名議員の指名について

○植田委員長 次に、会議録署名委員を指名いたします。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 それでは、私から署名委員を指名いたします。

国中委員、山口委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議第1号～議第8号の条例制定の承認について

○植田委員長 それでは、議事に入ります。本会議より付託されました議案について審議に入りたいと思います。

委員会を効率的に議事進行するため、会議規則第36条の規定により、議第1号、南和広域医療組合議会の定例会の回数を定める条例の制定について、議第2号、南和広域医療組合監査委員に関する条例の制定について、議第3号、南和広域医療組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、議第4号、南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議第5号、南和広域医療組

合実費弁償条例の制定について、議第6号、南和広域医療組合財政状況の公表に関する条例の制定について、議第7号、南和広域医療組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議第8号、南和広域医療組合整備運営基金条例の制定についての8議案を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

議第1号から議第8号までを一括議案とし、理事者からの説明を求めます。説明のほう、よろしく願いいたします。

小西課長。

○小西財務管理課長 それでは、私に委員長の御指名をいただきまして、ありがとうございます。

条例案一括審議の各案件について御説明申し上げます。

本日管理者より提案のごございました条例案、それぞれ8件でございますが、提出議案の議案集のところがございますところでページ数から申し上げますと、52ページから66ページまでにお示しさせていただいてる部分でございます。大きな冊子にさせていただいております部分でございます。

まず、議第1号、定例会を定める条例でございます。

定例会に関しましては、年2回と規定をさせていただいてるところでございます。

その理由といたしましては、一部事務組合という特殊な狭義な事務を行うというところと、それから関係地方公共団体13団体の多くの議員の先生方、また理事者側には管理者、副管理者というところで、多くの方がいらっしゃるというところがございます。定例会を頻繁に定めるというところよりも、その都度、その都度臨時議会のほうで御対応いただきたいというところで、定例会に関しましては現時点で予定しておりますのは2月と10月、予算と決算の定例会をお願いするところでございます。

続きまして、監査委員に関する条例でございます。53ページでございます。

この条例は、地方自治法の202条の規定に基づき、これは監査委員に関し、条例を定めなければならないということで条例を定めているものでございます。

内容といたしましては、定例的な定例監査、それから決算等の審査、現金等の出納について、それぞれの監査の部分について列挙させていただいてる部分でございます。

続きまして、55ページに移らせていただきます。

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

議会議員の先生方の報酬につきましては、一律年額3万円、毎年3月中に支給というところで置かせていただいております。なお、議会等の出席に関する本日御参集いただいた部分等の費用弁償はあえて支給せず、公務で旅行等で出かけられたときの分についての費用弁償は支給するという形で定めさせていただいております。

続きまして、57ページでございます。南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例でございます。

この条例に関しましては、先ほど御同意賜りました3名の副管理者の給料、旅費に関する定めをしたものでございます。給料額につきましては、41万6,400円を上限として管理者が定めるということで規定させていただいております。

なお、通勤に伴う費用、また期末手当等を支給というところにも置かせていただいている部分でございます。

続きまして、南和広域医療組合実費弁償条例でございます。

一部事務組合と申しましても、選挙等の事務はございませんが、監査もしくは議会の調査、その等々で参考人を招致する場合の、その場合の費用弁償についてを規定させていただいている部分でございます。

内容といたしましては、一般職の職員の給与、旅費に関する条例の適用を受けている職員に対して支給する額と相当額を支給させていただくというところでございます。

続きまして、62ページでございます。

組合の財政状況の公表に関する条例でございます。これも各団体それぞれと思いますが、自治法の243条の3第1項の規定により、公表すべきものを列挙させていただいている部分でございます。

公表日につきましては6月1日及び12月1日というところでございます。

公表する内容といたしましては、歳入歳出予算の執行状況、それから財産、組合債及び一時借入金の残高等について公表するという形で定めております。

続きまして、64ページをお願いいたします。

南和広域医療組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。この条例におきましても、自治法施行令167条の17の規定に基づき長期的な継続ができるものを限定列挙する部分の条例でございます。

主なものといたしましては、継続的に御出資をすることが考えられる電子計算機、コンピューター関係、複写機、コピー関係、それから事務用品の借用の部分でございます。また、それに伴う事務機器の保守契約、また運搬業務等に関する契約、また施設の管理委託に関する契約等について、最高5年の範囲として管理者が定めるところで列挙したものについて、継続契約を締結させていただくための条例でございます。

続きまして、66ページでございます。

組合の整備運営基金条例を設置するものでございます。

後ほど予算等のほうでも御審議賜るところでございますが、提案理由の中に管理者のほうからございました各団体からのお預かりいたします出資金について基金額を総額10億と定め、県及び市町村の出資金を積み立てるものの基金の条例設置でございます。運用利益については事業費に充当と、またこの基金に繰り入れると。利益があがった場合は繰り入れるか、事業費の中に繰り入れる。処分については、構成団体からの出資に相当する額、原資に係る額については、処分額は不可というところでございます。また、出資相当に関する構成団体の権利は、出資割合に応じた構成団体に帰属するという形で定めさせていただいてる部分でございます。

以上、簡単でございますが、各条例案一括で御審議賜る部分の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○植田委員長 はい、御苦労さまでした。

理事者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をお願いいたします。ございませんか。

ないようでありますので、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 お諮りいたします。議第1号から議第8号までの8議案につきまして、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

よって、議第1号から議第8号までを原案のとおり可決することに決しました。

(第1号)及び議第10号、平成24年度南和広域医療組合一般会
計予算の承認について

○植田委員長 続きまして、会議規則第36条の規定により、議第9号、平成23年度南和広域医療組合一般会計補正予算(第1号)について、議第10号、平成24年度南和広域医療組合一般会計予算についての予算関係2議案を一括議題といたしたいのですが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

議第9号及び議第10号を一括議題とし、理事者からの説明を求めます。

それでは、ただいまから資料を配っていただきますので、しばらくお待ちください。

資料の配付漏れはございませんか……皆さんに渡っております。

はい、それでは、野木主査ですね。よろしく申し上げます。

○野木主査 それでは、委員長のお許しをいただきましたので、議第9号、10号について説明をさせていただきます。

今お配りさせていただきました説明資料を使って説明させていただきます。

右肩、説明資料、南和広域医療組合予算編成についての1ページをごらんください。

ここでは、まず予算編成ということで、組合設立時からの予算の流れを説明させていただきます。

まず、2月1日に実質的な組合運営が始まりました折に、①平成23年度暫定予算ということで専決をいただいております。次に、3月9日に、平成23年度当初予算ということで、こちら救急病院建設用地仮契約のための用地購入費を暫定予算に追加したものを専決いただいております。ここまでの予算につきましては、先ほど承第14号、15号で御承認いただいております。

続きまして、平成23年度補正予算というところでございますが、こちらが今議第9号として上がっているところでございます。

内容といたしましては、組合設立に伴う基金積立金の計上及び債務負担行為設定でございます。補正額といたしまして2億6,972万9,000円でございます。

続きまして、平成24年当初予算ということで、こちらは議第10号です。

予算内容といたしましては、施設整備事業費及び組合設立に伴う基金積立金及び組合運営に伴う経常費用等でございます。予算額は11億4,194万4,000円でございます。

続きまして、予算の概要について御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2ページのほうをごらんください。

まず、予算概要ということで歳入のほうから説明させていただきます。

組合予算といたしまして、大きく2つに分かれまして、1つは、南和地域公立病院新体制整備事業費と基金造成事業というものに大まかに分かれます。

まず、南和地域公立病院新体制事業につきましては、①県補助金と②の負担金、こちらは県及び市町村構成団体のほうからいただきます負担金から成っております。23年度は県補助金8億4,930万4,000円、負担金のほうは1,132万4,000円でございます。24年度の県補助金は2億7,946万円でございます。負担金は1億3,178万4,000円でございます。県補助金の充当先といたしまして、新体制整備事業のうち県補助金対象の事務費及び事業費に充てることとなっております。負担金は、新体制整備事業のうち人件費に相当する部分に充てることとなっております。

ここでお手数ですが、2ページめくっていただいて別紙1、歳入別表2というところをごらんいただけますでしょうか。

こちら歳入別表といたしまして、先ほどの人件費に関する費用というところで、県及び市町村からの負担金がどういうものに当たっているかというところを示したものでございます。

まず、別表1番に、初期投資費用の負担割合ということで構成団体、県を抜いた市町村の負担割合を示してございます。

別表2において、負担金の内訳が掲載してございます。

まず、議会議員報酬といたしまして議員報酬は、関係地方公共団体から選出された組合委員数に応じて関係地方公共団体がそれぞれ負担するということになっております。副管理者人件費は、県は2分の1を負担し、市町村は市町村別負担割合に応じて残りの2分の1を負担するということになっております。派遣職員人件費につきましては、県は県職員分を負担し、市町村職員分は市町村別負担割合に応じてそれぞれ負担するということになっております。それぞれ費用で割った額が23年度負担金内訳と24年度負担金内訳というところでお示しさせていただきます。個別の費用は割愛させていただきます。

2ページ戻っていただけますでしょうか。

先ほどの残り、右側の基金造成事業というところで、23年度は雑入、出資受入金とい

うことで2億6,955万円と24年度雑入、出資受入金ということで、残り7億3,045万円及び利子でございます。こちらは組合設立に伴う10億円の基金造成に充てるものでございます。各市町村より10億円を出資割合等で割りましていただいております。こちらの内訳も、先ほど2ページめくっていただいた一番下、別表3に記載してございますので、また御確認いただければと思います。

歳入については以上でございます。

3ページをごらんいただきまして、次、歳出のほう御説明させていただきます。

予算概要歳出ということでございます。こちらと同じ表の構成になってございますが、次は歳出面から見た表でございます。

南和地域公立病院新体制事業といたしましてオレンジ色の部分、①の1. 建設改良費8億4,868万2,000円、①の2. 事務費ということで新体制整備事業に係る事務費62万2,000円及び②の人件費1,132万4,000円でございます。

24年度は同じく①の1. 建設改良費が2億1,982万円、事務費が5,964円及び②の人件費が1億3,178万4,000円でございます。

こちらの費用の内訳といたしましては、建設改良費は用地取得費及び施設整備事業費等に係るものでございます。事務費に関しましても、組合運営に関する費用ということで委託料、消耗品、賃金、使用料、さまざまな事務運営費でございます。こちらの歳出の内訳も一番最後の5ページに載ってございますが、割愛させていただきます。残りの基金造成事業のほうですが、こちらは先ほど歳入のほうでもございましたが、出資受入金を基金積立金として積み立てるものでございます。

予算の概要といたしまして以上でございます。ちょっとお待ちください。

○木ノ下主幹 すみません、続きまして、ただいま野木のほうから説明がございました①の1 建設改良費のほうの詳細について御説明させていただきます。

すみません、資料のほうでございますけれども、A3説明資料のほうですけれども、議第10号、平成24年度南和広域医療組合一般会計予算について。

こちらのこのパンフレットが上に載ってる部分でございます。申しわけございません、よろしいでしょうか。私、事務局木ノ下といたします。

○植田委員長 木ノ下主幹ですね。はい、どうぞ。

○木ノ下主幹 そうでございます。

すみません、そしたら、この資料の2ページのほうを開けていただきたいと思います。

参考資料2としてございます。はい、この資料の2ページでございます。

事業ごとの業者選定方法とした資料でございます。

まず、一番最初のところに公募型プロポーザル方式と書いております。この中には救急病院の建築工事設計業務委託、事業費全体で2億4,000万、平成24年度事業費が7,200万となっております。

続きまして、地域医療センター県立五條病院のほうの改修工事基本設計業務委託について2,000万でございます。

こちらのほうでございますけども、県の建築工事の契約ガイドラインのほうに沿いまして、この委託業務については公募型プロポーザル方式を採用してまいりたいと思います。

続きまして、総合評価落札方式でございます。

こちらのほうの事業でございますが、救急病院等建築工事に係ります地質調査の業務委託となっております。事業費全体で6,132万となっております。こちらのほうも同じく県のガイドラインに沿いまして、総合評価落札方式という方針でまいりたいと思います。

続きまして、一般競争入札でございますが、南和広域医療組合会館（防災センター）としております。新築工事の設計業務委託、こちらのほうが委託料として150万、それから南和広域医療組合会館（防災センター）のほうの新築工事でございますが、3,350万、トータル3,500万としております。こちらの部分については一般競争入札を行いたいと思います。最終的なトータルでございますが、事業費全体3億5,632万円、24年度事業費といたしまして1億8,832万となっております。

以上、事業ごとの業者選定方法の説明とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○植田委員長 理事者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

山口委員。

○山口委員 恐れ入ります。今説明ございました公募型プロポーザル方式でございます。

県のガイドラインに沿ってというお話がございましたけども、この組合独自でこの方式を用いてするんか、県に委託するんか、その辺の内容、そしてまた、こちら独自で

プロポーザルする場合の選考委員、そしてその進め方等わかっておりましたら、わかる範囲でお答え願います。

○植田委員長 木ノ下主幹。

○木ノ下主幹 ただいま山口委員のほうから御質問のほうございました公募型プロポーザルのほうですけども、一番最初の説明させていただきました説明資料の最初のページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうに事業ごとの業者選定方法とございまして、公募型プロポーザル方式となっております。私どものほうですけども、県のほうの御指導等仰ぎながら、プロポーザルのほうはこの南和の広域医療組合のほうで進めてまいりたいと思います。はい、独自でございます。

○山口委員 専門委員会とかそういうの。

○木ノ下主幹 審査委員会のほうですね。

審査委員会のほうも、ただいまの設置してございます一番下のところに病院整備事業建設設計審査委員会の設置と書いてございます。ここのほうに委員構成といたしまして、医療、建設、経営の各分野につきまして客観性、透明性の担保のため、外部委員の方に参画していただきまして、プロポーザルのほう、進めてまいりたいと思います。

○植田委員長 はい、山口委員。

○山口委員 今いわゆる県のガイドラインに沿ってやるというお話でございました。そして選考選定委員会も独自で構えるというふうに解釈させていただいてよろしいですかね。

○木ノ下主幹 はい、結構です。

○山口委員 それで選定委員の公表と、そしてまたこの選考にかかわっての透明性を増すために、どのような手だてを考慮しておられるのか、お教え願えますか。

○植田委員長 辻本課長。

○辻本医療企画課長 ただいまの御質問でございます。

まず、透明性の確保につきましては、例えば提案のときでございますが、業者名等を一切議員にもわからないように提案資料にも業者がわかるようなところを出させない、出したら失格になるというふうな措置をとって、この客観性であるとかというところを担保しております。また、審査委員会の公表であったり、そういった審議の経過につきましては、その業者決定後、審査会が、審議が終了した後にはですね、当然のことながら公開を前提として考えております。

それと、話が前後して申しわけないんですが、委員構成なんですけれども、この委員構成につきましては、プロポーザル方式の発注の公告の際に委員氏名が出ます。ただし、きょう、まだ予算と御議論いただいている過程でございますので、外部との委員接触も避けておりますので、きょうの段階では氏名等は公表しておりませんが、その辺を十分委員自身も外部との接触等も注意いたしまして、中立公正な委員としての立場を守るということも、既に1回目の審査会会議開催しておりますので、委員すべての方で共通認識としてしておるところでございます。

以上でございます。

○植田委員長 山口委員。

○山口委員 そしたら、その選定が決まった後にその議事録等の公表はあるというふうにとらえさせていただいてよろしいですか。

○辻本医療企画課長 公表結果も含めて、公開というふうに委員会の中で考えておることでございます。

○植田委員長 ほかにございませんか。

辻本委員。

○辻本委員 御説明いただいている中で、防災センター新築工事というのも出てるんですが、ちょっとアウトライン的にパンフレットをいただいているだけで、この防災センターというのは、どういう位置に、どういうようなものができるのかとか、そのあたりちょっと全く初めて見るんでわからないんですが、御説明いただけますか。

○植田委員長 辻本課長。

○辻本医療企画課長 防災センターについてでございます。

この防災センターにつきましては、もともと最終的な役割といたしましては、災害用備蓄倉庫として利用する建物とお考えいただきたいと思います。

ただし、これは救急病院の供用開始オープンしてからの利用用途でございます、それまでの間は、例えばこの委員会での現場での視察とか、例えば各団体から現地を見て考えようとか、そういったときに各団体からの視察のために使う。または私どもも現場でしか仕事のできない事務もございます。そういった私どもの現地での事務所としても利用していきたいということでございます。

なお、この防災センターにつきましては、先行して着工する要件といたしまして、この補助金ですね。国のほうから医療施設耐震化特例交付金という、既に県のほうに造

成されております金額で約8.5億円でございますが、このもともとの国庫補助金交付金の交付要件として早期着手、できることなら平成23年度中の着手となっておりますために、こういったこともありまして、救急病院の着工よりも先行して着手するというふうの方針づけておる建物とお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○植田委員長 辻本委員。

○辻本委員 はい、ありがとうございます。

現場事務所ということで、もちろん、今当該に設定されている用地内ということと理解させてもらってよろしいですか。

○植田委員長 辻本課長。

○辻本医療企画課長 そのとおりでございます。

後に救急病院の土地の契約議案のところでご覧もでございますので、その折に重ねて、そのときに1問あわせて御説明したいと思います。敷地内でございます。

○植田委員長 ほかにございませんか。

ないようでありますので、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 お諮りいたします。

議第9号及び議第10号の2議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

よって議第9号及び議第10号を原案のとおり可決することに決しました。

◎議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得について

○植田委員長 続きまして、議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

辻本課長。

○辻本医療企画課長 それでは、ただいまから救急病院の用地の取得に関する議案の御説明をしたいと思います。

資料に基づき御説明させていただきます。お手元に配付させていただいておりますパンフレットの後ろのほうについておると思います。

説明資料で議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得についてという資料でございます。

それではまず、資料の説明をさせていただきます。

1枚目には、今回提案させていただいている不動産の売買仮契約の主な内容と今日に至るまでの主な事務手続について記載しております。

1枚めくっていただきまして、2ページと3ページ、4ページにつきましては、これは仮契約書の写しになっております。そのものをコピーしたものでございます。

続きまして、5ページなんですけれども、5ページは今回取得しようとしている土地は3筆ございます。黄色でマーカーが引いてございます。7の1、8の1、8の2と3つに分かれております。このうち8の2の区画が、先ほど辻本委員から御質問のありました防災センター組合会館の建設予定のための区画として分けておるところでございます。

続きまして、資料最終ページなんですけれども、現地での写真を添付しております。現地につきましては、口頭で申しわけございませんが、敷地内の道路または埋設物、下水、排水、水道、こういったインフラについては既に整備済みの土地でございます。

申しわけございません。1ページに戻っていただいて、順に説明させていただきたいと思っております。

まず1ページの左側、1. 不動産売買仮契約の主な内容についてでございます。

①契約の相手方。甲は、近畿日本鉄道株式会社でございます、代理販売となっておりますので、甲の代理人として近鉄不動産株式会社ということでございます。これは、契約書の2ページの右下のところを見ていただくとおわかりいただけると思っております。乙といたしましては、南和広域医療組合でございます。

土地の表示といたしましては、先ほど図面にもございましたが、大淀町大字福神7番1から8番1、8番2の3筆、いずれも地目は宅地でございます。それぞれ筆ごとの面積を合計いたしますと、合計面積では4万6,759.31平方メートル、坪に直しますと1万4,144.69坪でございます。売買代金につきましては、8億4,868万2,000円でございます。坪単価に直しますと6万円でございます。

4番、引き渡し期限と所有権移転、売買代金支払いなんですけれども、これは引き渡

し期限といたしましては24年3月30日、引き渡しと同時に所有権移転と考えております。売買代金の支払いにつきましては、所有権移転登記が完了してから支払いということになります。

5番、瑕疵担保責任でございますが、引き渡しの日から5年以内としております。これは通常、記載なくても2年以内が通例でございますが、救急病院の竣工までの期間、やはり近鉄さんのほうにも責任持っていただくという意味合いから、通常より長い5年と設定するものでございます。

6番、債務不履行による契約解除に伴う違約金といたしましては、売買代金の20%相当額でございます。

7番、契約の効力といたしましては、南和広域医療組合の議会の可決を得たときに、仮契約と同一の条項により効力を生ずるものとするということでございます。すなわち本議会の議決をもってこの仮契約が契約書としての効力が出てくるということでございます。

なお、米印で書いてございますが、土地の売買の仮契約書、資料2ページから添付しておる資料でございますが、以外に別途覚書と重要事項説明書がございます。重要事項説明書につきましては、通常、土地の売買で添付されるものであり、覚書につきましては、福神の駅前から救急病院の敷地まで擁壁等もありまして、道もあります。その道をつなぐ歩道、歩道橋をつくる場合、そういったことも考えてまして、大淀町も乙として参画して近鉄との覚書を締結しております。その他基本的な事項も書いてございます。

続きまして、2の用地取得までの主な手続について御説明申し上げます。

資料に記載ございませんが、この案件につきましては、昨年8月31日の第5回協議会で用地取得に係る準備業務、土地の売買の交渉については、組合から大淀町に委任をしておったということをお知り置きいただき、資料を説明させていただきたいと思っております。

四角の一番上でございます。本年2月1日に大淀町と近鉄との交渉がなりまして、覚書の締結に至っております。このときの内容が本契約と同様の坪単価6万円で、面積で積算いたしますと、覚書売買代金として8億4,868万2,000円でございます。その後不動産売買仮契約の管理者の決裁も得まして、3月9日付、先ほど当初予算ということで専決処分を御説明をさせていただいた予算措置を行っております。これは仮契約

が予約という性格を持つことから予算の措置をとったものでございます。3月15日付で売買契約の締結に至っております。

本日でございますが、組合議会に財産取得案件として議案を提出しております。この議案提出の根拠といたしまして、3として書いております南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例を根拠として提案しておりますところでございます。

申しわけございません、2ページごらんいただけますでしょうか。

2ページは、これは仮契約書の写しでございます。先ほどポイントを説明させていただいたところ、特に第2条でございますが、金額については先ほど御説明させていただいた金額でございます。

そのほか、2ページの右側のちょうど中段でございますが、この議会の可決を得たときに、本契約書と同一の条項により効力を生じるものとするという記載もございます。甲の代理人、乙のところも御確認いただきたいと思っております。

続きまして、3ページでございます。

これは仮契約書の土地の表示でございます。7番1、8番1、8番2、地目が宅地で、合計面積が4万6,759.31平方メートルであることを示したものでございます。

4ページ、ごらんいただけますでしょうか。

これが契約書の別図としてその物件の1、範囲を示したものでございます。駅前広場（福神駅）と書いてあるところから道路を渡って南側の敷地、大きく分けまして物件1、物件2と分かれております。真ん中のその物件が分かれてるその白い筋のところは、これは幅員4メートルの公衆用道路、いわゆる歩行者専用道路で分離されておるということで御認識いただきたいと思っております。

5ページ、ごらんいただけますでしょうか。

5ページがこれが筆が確認できる、いわゆる地籍図でございます。御確認いただきたいと思っております。

続きまして、参考資料で写真でございますが、その写真の最終裏側に写真番号ごとの、私写真撮らせていただいた位置がついております。

まず、1番の写真につきましては、敷地内の道路の入り口から西方向に向かって写真を撮らせていただいております。写真番号1のところからずっと西のほうに歩いていきまして、写真番号3のところ、これが幅4メートルの歩行者専用のところで、車ど

めがございます。写真番号5なんですけれども、地図の表示で7の2のところなんですけれども、都市計画公園で既に公園が完成しております。そういったことを見ていただけて、また機会ありましたら、土地のほう、また議員各位にも現地見ていただけたらと思いますが、取り急ぎ本議会の説明用として写真とその位置図で御説明申し上げたところがございます。まずはこの資料を持って説明させていただきます。

以上でございます。

○植田委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をお願いをいたします。

山口委員。

○山口委員 たびたび申しわけございません。この土地取得に当たりましての現在の土地評価価格並びに不動産鑑定士の価格、お教え願えますか。

○植田委員長 辻本課長。

○辻本医療企画課長 今山口委員の御質問にありました資料を事務局のほうで配付はいたしておりませんが、準備しておりますのでお配りさせていただいて、その資料に基づき御説明させていただきたいが、よろしいでしょうか。

○植田委員長 はい、それでは資料を配ってください。資料はすべて配付されましたですか。されましたですね。

岡本副管理者。

○岡本副管理者 この件につきまして、ただいま御質問ございましたことを含めまして、大淀町が8月31日に第5回の協議会で会長から委任を受けまして、近鉄との用地交渉を行いましたので、経過も含めながらポイントだけ説明をさせていただきたいと思えます。

土地の概要につきましては、先ほど説明ございましたとおりでございます。近鉄と大淀町の交渉経過でございますが、近鉄の提示価格ということに出ておりますが、これにつきましては時価ということでございますし、私のほうのこの平米当たり3万303円につきましては、23年度の3月現在におきます大淀の固定資産の金額が平米で2万1,100円、その割り戻しで0.7にしますと3万303円ということになるわけでございます。念のためでございますが、4万平米で3万の平米当たりということで12億の予算を組んでいただいております。そして、第2段階になっておりますが、ここから本

格的な交渉になるわけですが、まず、私どもとしましては病院という公共施設用地でございますので、不動産鑑定価格に基づく交渉を決定いたしました。

一方、近鉄のほうにつきましては、社内の時価相当額ということで坪に直しますと7万1,000円、平米に直しますと2万1,500円ということで、先ほど御質問もございました不動産鑑定価格につきましては、5万6,200円の坪当たりで、平米に直しますと1万7,000円、7億9,500万の価格でございます。この差額が約2億1,000万ございました。そこで、いろいろと交渉を煮詰めていくわけですが、第3段階に書いておりますように、開発変更による費用の負担が発生いたしました。開発変更と申しますのは、土地利用以前に近鉄が開発許可を取っておりましたのは、中高層住宅用地ということでございます。それを今回、病院の用地ということで用途変更をするために、都市計画法に基づきまして、開発変更手続を近鉄がやったわけでございます。開発変更に伴う設計許認可の費用約1,000万、それから道路工事完成に係る費用全体でございますけれども、1億円、合計1億1,000万の費用がかかったということで説明がありました。

私のほうにこの土地価格につきまして、どう見るのかということで考えたわけがございます。ちょうど4枚目のところをちょっと見ていただきたいと思います。番号を打っておりませんが、用地取得に関する資料、開発変更による費用負担についてということでございます。先ほど申し上げておりますように、中段ぐらいに書いておりますが、取得の1,000万及び道路工事完成に係る費用全額1億円を土地売買価格に追加することを主張しまして、私のほうとしましては、後でも申し上げますけれども、不動産提示の不動産鑑定価格に加えて近鉄が要望された追加価格につきましては交渉が必要となったわけでございます。

なお、この1億1,000万につきまして大淀町におきまして、公共土木の積算基準にて検証いたしましたところ、工事積算額は1億3,358万円となり、近鉄の主張している妥当性を確認したところでございます。最終的に価格の交渉につきまして①、②と書いておりますが、先ほど図面を見ていただいておりますように、病院建設にふさわしい土地、南側に接する道路の工事費、先ほど写真を見ていただいておりますが、既に完成をしております。また、土地利用計画の変更に伴う開発変更等の設計業務費につきましては、従来ですと、変更がなければ近鉄はそのまま工事ができたわけでございますので、その内容が変更したために新たに費用が発生したということで、私のほうと

しましては、応分の負担ということは相対取り引きでございますので、近鉄の1億1,000万を折半する形で負担することはやむを得ないかなという総合的な判断に至ったわけでございます。その明細につきましては、下に書いておりますので、近鉄の主張1億1,000万、公共土木の積算ということで1億3,358万ということになっております。道路につきましては、1メートル当たり19万9,000円の621メートルでございます。

ちょっとあと戻っていただきたいと思います。そういう判断の中で1億1,000万につきまして、この土地につきまして最終決断をして交渉をまとめる必要があるということで、坪単価に直しますと5,500万を1万4,144.69坪で割り戻しますと3,888円になったわけでございます。

近鉄のほうといたしましても、病院ができるということで、まちの活性化にも協力できるということで最大の努力をしていただきましたし、私どもとしましても不動産鑑定価格を基本としまして、この開発変更に伴う費用はやむを得ないということで、この土地が必要であるということもありまして、相対取り引きということから最終合意に至りまして、私どもの町長と近鉄の副社長とトップ会談によりまして合意した内容でございます。

金額6万円につきまして路線価、公示価格、近隣の取引事例を参考に御紹介申し上げて説明にしたいと思います。

路線価につきましては、23年3月現在で6万9,752円でございます。平米にしまして2万1,100円でございます。

公示価格におきましては、資料の3枚目を見ていただきたいと思います、2枚目です、失礼しました。すみません、それから3枚目のところですね。3枚目の4番のところをちょっと……すみません、失礼しました。2枚目の資料を見ていただきたいと思います。

公示価格の欄がございまして、近隣の取引事例を先に申し上げます。福神地内におきまして類似用途の土地取引事例がございまして、平成19年5月取引事例、坪で8万4,594円、20年7月の取引事例が8万2,042円ということでございます。それを20年7月の事例からこの23年に下落率が2番に書いておりますので、12.45%下落しておるわけでございます。それを割り戻して、もとの値段に計算いたしますと、7万1,827円になるわけでございます。

先ほど説明の途中になって申しわけございません。路線価格は参考でございますが、

6万9,752円、そして公示価格は9万9,642円ということで、23年3月現在になってます。したがって、この6万円につきましては、妥当性ある価格と判断して覚書を結んだところでございます。

慎重御審議いただきまして、ぜひこの用地につきましてはの御理解をいただいた上で御承認いただけたらと思っております。

○植田委員長 山口委員。

○山口委員 詳しい説明ありがとうございます。

続きまして、いわゆる取得道路、新設道路になるかと思うんですけども、このいわゆる福神の駅前のほうから見ますと、高台の位置にあるところでございます、その進入路に係ります部分は今説明していただいた道路、いわゆる東側と西側から回り込んで入るといような形になるかと思うんですけども、この道路管理者は今後大淀町になっていきますかね。

○植田委員長 岡本副管理者。

○岡本副管理者 基本的に道路、公園につきましては、大淀町の管理になるということでございます。

○植田委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようでありますので、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 お諮りいたします。

議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

よって議第11号、南和広域医療組合救急病院用地の取得について、原案のとおり可決することに決しました。

◎議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定について

○植田委員長 続きまして、議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

理事者からの説明を求めます。

小西課長。

○小西財務管理課長 失礼いたします。

本会議より付託を受けられました議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいてます。一番下のほうに指定金融機関の指定というところで、A3サイズ横書きのもので、各文字を列挙した部分がございます。そちらのほうをお手元のほうに御用意いただけますでしょうか。

失礼いたします。

本案件につきましては、地方自治法235条第1項指定金融機関について、法の定めにより、公金の指定については指定金融機関を指定して取り扱わなければならないという形になっております。

本項第1項につきましては、組合が県を含めた組織となるため、県規定にのっとりまして、取り扱わなければならないという条文になります。参考までに申しますと、第2項には市町村のところが定めがございますが、市町村のほうには義務規定ではございませんが、組合は県規定と同様の部分でございますので、第1項の指定金融機関を定めなければならないというところになるところでございます。

また、自治法168条第1項によりまして、指定金融機関を指定する場合には議会の議決を経てということになっておりますので、本案件を今臨時議会のほうに御提出させていただいた次第でございます。

続きまして、指定する金融機関（案）でございますが、2番にお示しさせていただいております株式会社南都銀行奈良市橋本町16番地に所在する金融機関を指定することを御提議させていただいてる部分でございます。

また、取り扱わせる主な業務といたしましては、公金の収納、先ほど予算関係のところでも御説明申し上げたかと思いますが、各地方公共団体、県市町村からの分布金、補助金、出資金等の収納、また公金の支出といたしましては事業費の支払い、先ほど条例等でも御説明申し上げました報酬または職員の人件費の支払い、諸経費、諸雑費の支払いを扱わせるものでございます。

続きまして、選定の主な理由といたしましては、4番に掲げさせていただいているところでございます。

3つの観点からこの金融機関の指定をお願いするところでございます。

まずは、実績面でございますが、県内の36の地方公共団体において継続的に指定金融機関に指定されている金融機関であると。実績があり、経験が豊富であるというところ。

続いて、便利性、組合の事務所、現五條市でございます。その中でも五條支店を配置し、組合と綿密な連絡調整や迅速な事務対応が可能であること。また、整備をいたします3病院の設置場所であります五條市、吉野町、大淀町地内にも支店を配し、各病院と支店間でも迅速な対応が可能であることが予想されるというところでございます。

続きまして、健全性でございます。まず、自己資本比率、不良債権比率の指数や外部の格づけ団体、JRCでございますが、日本の格づけ研究所が示す段階につきましては、10段階中の3——安定期であることから、財務面に関しても安定していることが考えられていると、健全性が保たれるというところで、本案件について当金融機関をお願いするところでございます。

以上でございます。

○植田委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑がないようでありますので、採決をいたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 お諮りいたします。

議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

議第12号、南和広域医療組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本会議より委員会に付託されました議案のすべてについて審議が終了いたしました。

◎閉会中の継続審査事項について

○植田委員長 続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、

組合同規約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、10月の定例会までの間において、設計業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、組合同規約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植田委員長 異議なしと認めます。

よって、当委員会の閉会中の継続審査事項として、組合同規約第4条に定める組合の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

◎閉会宣言

○植田委員長 委員各位の御協力によりまして、円滑に審議を進行することができました。ありがとうございました。感謝申し上げます。

これをもちまして、病院建設運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

続きまして、ちょっと議長のほうからお話ございますので。

○国中議長 どうも皆様本当に御苦労さんでございました。

きょう、本日1時半から全体協議会開催させていただき、また本会議、そしてなおかつ集中審議をするんだと、こういうことで建設運営委員会まで開催をしていただきまして、本当に皆さん慎重審議していただいて、すべて議了することができました。

私のほうから議事日程のことで皆さんに御確認だけをしていきたいと思います。

先ほど来、山口委員のほうからも御提案がありましたように、集中審議ということで、きょうは委員会のほうを無事終わらせていただきました。あすの日程なんですけども、全体協議会等々で御確認をしていただいたように、あすは休会と、こういうことで御確認をしていただきたいと思います。

そして最終の3月29日1時30分から、もう一度全体協議会を開いていただいて、またいろいろな面で打ち合わせをしていただいて、2時から本会議と、こういう日程でいきたいと思いますので、ひとつよろしく御確認をお願いしたいと思います。事務局か

ら、もうほかにこのことに関して、これでよろしいか、ほかに何か。

○杉本事務局長 会場でございますが、きょうの会場のところで2階の会議室A、Bということで、それだけちょっとお間違いのないように。ここは本会議場でございますので、よろしくをお願いします。

○国中議長 御確認いたします。この当会館の2階で全体協議会を1時半から開催させていただいて、その後2時からこの会場で本会議を2時から開催と、こういうことでもありますので、御確認だけよろしくお願ひいたします。

以上です。

○植田委員長 皆さん、どうも御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分

平成24年3月27日

委員長 植田 順作

署名委員 国中 憲治

署名委員 山口 耕司